

## 別紙 1

### リニア見学センターリニューアル基本計画策定業務委託（明許） 「企画提案方式（プロポーザル）」資料作成要領

#### 1 業務名等

- (1) **業務名** リニア見学センターリニューアル基本計画策定業務委託（明許）（以下「本業務」という。）
- (2) **委託場所** 山梨県都留市小形山地内の2

#### 2 提案参加資格確認申請書等の作成・提出に係る事項

##### (1) 提案参加資格確認申請書等の作成様式

様式1～様式4-3による。

##### (2) 提案参加資格確認資料記載上の留意事項（様式1～様式4-3）

###### ① 提案参加資格確認申請書（様式1）

###### ② 会社概要等整理票（様式2）

・既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

###### ③ 受託実績等整理票（様式3）

###### ④ 業務実施体制確認調書（様式4）

- ・配置予定の総括責任者、主任技術者及び担当技術者を記載すること。
- ・担当技術者は、最大3名まで配置できる。
- ・配置予定技術者は、提出者の組織に所属すること。
- ・他の建設コンサルタント等に対象業務一部を再委託する場合、または学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先または協力を受ける相手先、及びその理由（企業の技術的特徴）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

###### ⑤ 参加資格確認資料（様式4-1～様式4-3）

- ・配置予定の総括責任者、主任技術者及び担当技術者について経歴等を記載する。
- ・「同種・類似業務の実績」については、公告に記載されている「同種業務」、「類似業務」の順に優先して記載する。

##### (4) 企画提案書等の提出者を選定するための基準

参加表明者の基礎審査評価基準は以下のとおりとする。

評価項目			配点	備考
大項目	中項目	小項目		
参加表明者(事業者)の適格性	参加表明者(事業者)	業務従事体制	6	
		同種又は類似の受託実績	10	
予定技術者の経験および能力	総括責任者	経験年数	6	
		業務執行技術力	6	
	主任技術者	経験年数	6	
		業務執行技術力	6	

### 3 企画提案書等の作成・提出に係る事項

#### (1) 企画提案書等の作成様式

企画提案書（様式6）及び添付書類（様式2～4、様式6-1～2）

#### (2) 企画提案書等記載上の留意事項

##### ①課題に対する企画提案（様式6-1～2）（用紙の大きさは、A4版縦とする）

公告に示した2つの課題について、基本的な考え方を文書でわかりやすく簡潔に記載すること。（それぞれ2枚以内）

##### ②概算見積書

形式は任意とし、業務別人件費及び諸経費を記載すること。

#### (3) 受託者を特定するための評価基準

受託者は次の基準に基づいて特定される。

企画提案書等の評価項目、評価基準ならび配点は、以下のとおりである。

なお、申請書等の基礎審査の評価についても持ち越される。

評価項目	評価の着目点			配点	備考
	区分		評価基準		
特定テーマに対する技術提案	全体	特定テーマ間の整合性		10	
	特定テーマ①	基本計画の考え方について	的確性	15	
	特定テーマ②	リニア見学センターの魅力をアップするための基本コンセプトの提案	的確性	15	
			創造性	10	
			実現性	10	

#### (4) 企画提案のヒアリング

企画提案に関するヒアリングは公告に示されたとおり実施する。

### 4 資料提出にあたっての留意事項

(1) 提案参加資格確認申請書等（様式1～4-3及び添付資料）及び企画提案書等（様式2～4、様式6～6-2及び添付資料）については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので公告等に示された事項を事前に十分確認してから提出すること。

(2) 提出書類について、問合せをする場合があるので、提案参加資格確認申請書等の審査期間である平成23年12月28日（木）と平成24年1月4日（水）、企画提案書等の審査期間である平成24年1月23日（月）から平成23年1月25日（水）までの期間に問合せが確実に出来る連絡先を様式2に明記すること。

(3) 提案参加資格確認申請書等（様式1～4-3及び添付資料）及び企画提案書等（様式2～4、様式6～6-2及び添付資料）については紙媒体により提出すること。なお、紙媒体と併せて電子媒体を提出する場合には、それぞれ一つのPDFファイルにまとめて提出すること。

## 5 その他

- (1) 提出された提案参加資格確認申請書等及び企画提案書等は、企画提案書等の提出者の選定及び業務委託予定者の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 特定された企画提案書等の内容については、協議の上、対象業務の特記仕様書に反映する場合がある。
- (3) 業務委託予定者として特定された後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。